

●香川県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年6月30日から同年7月20日まで一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市流岡町字五十石1264 番1地先から 三豊市豊中町岡本字井の田 2376番1地先まで	前	10.8~20.5	260	余剰地の不用物件化
	後	10.0~19.3	260	